

令和元年7月第25回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 令和元年7月26日第25回互理町議会臨時会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡邊 重益
3 番	小野 一雄	4 番	佐藤 邦彦
5 番	小野 典子	6 番	高野 進
7 番	安藤 美重子	8 番	渡邊 健一
9 番	高野 孝一	10番	佐藤 正司
11番	森 義洋	12番	大槻 和弘
13番	百井 いと子	14番	鈴木 邦昭
15番	木村 満	16番	熊田 芳子
17番	佐藤 アヤ	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐々木 人 見	企画財政課長	大 堀 俊 之
税務課長	佐々木 厚	町民生活課長	関 本 博 之
福祉課長	佐 藤 育 弘	子ども未来課長	橋 元 栄 樹
健康推進課長	齋 藤 彰	農林水産課長	菊 池 広 幸
商工観光課長	齋 義 弘	都市建設課長	袴 田 英 美
施設管理課長	齋 藤 輝 彦	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者兼会計課長	菊 地 邦 博	教育長	岩 城 敏 夫
教育次長兼学務課長	南 條 守 一	生涯学習課長	片 岡 正 春
農業委員会事務局長	山 田 勝 徳	選挙管理委員会書記長	佐々木 人 見

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	西 山 茂 男	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
議長諸報告
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 議案第60号 工事請負契約の締結について（平成31年度（復交）鳥の海公園多目的広場管理棟新築工事）
- 日程第 5 議案第61号 工事請負契約の締結について（令和元年度（復交）町道中條新道線舗装補修工事）
- 日程第 6 議案第62号 工事請負契約の締結について（令和元年度（復交）町道中原浜吉田北線舗装補修工事）
- 日程第 7 議案第63号 工事請負変更契約の締結について（平成30年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その1）工事）
- 日程第 8 報告第18号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第 9 報告第19号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

午後1時00分 開会

議長（佐藤 實君） こんにちは。

これより令和元年7月第25回亙理町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、1番 鈴木高行議員、2番 渡邊重益議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、工事請負契約4件、報告2件、合計6件の議案が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山田周伸君 登壇〕

町長（山田周伸君） それでは、令和元年第25回互理町議会臨時会議案の説明をさせていただきます。

本日、第25回互理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案4件及び報告2件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、各案件についてその概要をご説明申し上げます。

議案第60号「工事請負契約の締結について（平成31年度（復交）鳥の海公園多目的広場管理棟新築工事）」につきましては、去る5月24日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。本案件につきましては、さきの6月定例会において撤回した議案であります。今回、内容を精査した上で改めて提案させていただきます。

議案第61号「工事請負契約の締結について（令和元年度（復交）町道中條新道線舗装補修工事）」及び議案第62号「工事請負契約の締結について（令和元年度（復交）町道中原浜吉田北線舗装補修工事）」につきましては、去る6月28日に入札を執行したそれぞれの工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第63号「工事請負変更契約の締結について（平成30年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その1）工事）」につきましては、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う請負金額の増額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第18号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成30年度（地道交）公共ゾーン町道悠里東西線道路新設工事において、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により令和元年6月5日に専決処分したものであります。

報告第19号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成30年度（復交）町道五十刈線道路改良工事において、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により令和元年6月21日に専決処分したものであり、報告第18号及び報告第19号の2件の案件について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会へ報告するものであります。

以上、提出議案等についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第60号 工事請負契約の締結について（平成31年度
（復交）鳥の海公園多目的広場管理棟新築工
事）

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第60号 工事請負契約の締結についての件を議題と
いたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、議案第60号について、ご説明させていただきます。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第60号 工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規
定により、議会の議決を求めるものでございます。

この案件につきましては、6月定例会において一度撤回させていただいた議案に
なりますが、内容を精査した上で改めて提案させていただくものです。

工事名は、平成31年度（復交）鳥の海公園多目的広場管理棟新築工事です。

請負金額は、4,979万7,000円。

契約の相手方は、株式会社岩佐組でございます。

なお、落札率は84.08%でございました。

工事の概要につきましては、隣の2ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和元年5月24日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、
柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店または支
店を有する事業者で、建設業法による建築一式工事について総合評点値が700点以
上の評価を受けている業者でございます。

入札参加業者は、渡辺工務店、阿部工務店、岩佐組の3社でございました。

入札回数は、1回。

工事場所は、亘理町荒浜字築港通り地内外で、鳥の海公園内になりますが、4ペ
ージの位置図を参照願います。

工事内容は、鳥の海公園多目的広場内に鳥の海公園全体を管理する管理棟を新築するもので、敷地面積 5 万6,880.91平方メートルにおいて、延べ床面積165.62平方メートル、木造平屋建てで、事務室、休憩室等を仕様に基づき施工するものでございます。

参考として、5 ページ以降に配置図、平面図、立面図を添付しておりますので、ご参照願います。

なお、管理棟の内容につきましては、今回の工事契約に含まれていない発券機、クラブスタンドなどの備品を図面から削除した以外については、特に変更はしてございません。

工期につきましては、令和 2 年 2 月 29 日までと設定しております。

以上で、議案第60号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） さきの全員協議会で、町当局側より多目的広場の日常的な利用用途については、専用のパークゴルフ場としての利用はできない。そして、グラウンドゴルフやパークゴルフの体験ができるようにするとの説明がありましたけれども、パークゴルフ協会の公認をとらないコースの整備なのでしょうか。あわせて、コースを利用する際、使用料金は今後どのように考えておりますでしょうか。お答え願います。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） あくまでも多目的広場内でパークゴルフもできるようにするというを前提としてございますので、当然公認をとらないコースとなるところでございます。

また、使用料金につきましては、これから検討する予定でございますが、いずれ条例改正も必要となりますことから、その時点で改めてご説明をさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） ぜひ利用者の方々に何度も足を運んでいただけるような利用価値のある整備をお願いいたします。

また、管理棟については、利用者のサービス向上、施設の管理運営に係るコストの削減、将来にわたっての安定的な運営、以上3点の最少の経費で最大の効果を上げるような管理をするため、指定管理者制度による管理者の選定をぜひ検討願いたいと思っております。その点に関していかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 指定管理を引き受けていただける業者等があれば、お互いの条件が合えばでございますけれども、ぜひとも検討させていただきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） この敷地面積は5万6,000、約5万7,000平米なんですけれども、ここを管理する管理棟を今回契約して、実際にこの敷地内のたばこ、禁煙にするのか、喫煙所をどこかに設けるのか、その辺の管理方法について、今健康増進法でいえば公共施設内は全面禁煙というような方向なので、ぜひ町長の考え方を伺いたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 現在この約5万6,000平米という広い面積のところでございますが、この公園内においてどうするかという問題ではなくて、ただ、やはり一番はたばこを吸われる方が公道に出て吸うとか、ポイ捨てをされるとか、そういうのも含めながら、できればこの今回やる公園の外のところでもどこか置けるような形、喫煙所をどこか設けるなりするのは考えていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 例えば、喫煙所というような名のものが設置されるのか。公道であれ、どこかの仮設の場所であれ。それとも管理地、管理者として、5万6,000何がしの面積が、全部これ道路も含めて公共施設ですよ。そうした場合、今の健康増進法からいったら、役場自体そのものがそういうものを許可するものなのか。やっぱり時代に反しないように、率先してこういうのは禁煙、敷地内全面禁煙というような措置を強行にとるべきではないかと、私は思います。もう1回お願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この約5万7,000平米ですね、約5万6,200平米の多目的広場内には

喫煙所はつくる予定ではございませんが、そのほかの公有地もございますし、その辺も含めて今後考えていきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第60号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第61号 工事請負契約の締結について（令和元年度（復交）町道中條新道線舗装補修工事）

日程第6 議案第62号 工事請負契約の締結について（令和元年度（復交）町道中原浜吉田北線舗装補修工事）

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第61号 工事請負契約の締結について及び日程第6、議案第62号 工事請負契約の締結についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

議案第61号から議案第62号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 議案第61号及び議案第62号、この2つの議案につきましては、東日本大震災に係る復旧・復興事業に関連して、傷んだ道路の舗装補修を東日本大震災復興交付金を活用し施行する事業でございます。

初めに、議案第61号 工事請負契約の締結についてをご説明させていただきます。議案書の9ページをお開き願います。

本議案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定

により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、令和元年度（復交）町道中條新道線舗装補修工事です。

請負金額、4,870万4,700円。

契約の相手方は、株式会社ウジエ道路工業でございます。

なお、落札率は73.89%でございました。

工事の概要につきましては、隣の10ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和元年6月28日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものにつきましては、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による舗装工事について総合評点値が700点以上の評価を受けている業者でございます。

入札参加業者は、芦名組、阿部工務店、ウジエ道路工業、東北ニチレキ工事、斎藤工務店、田中建材輸送、若葉建設、阿部春建設、結城組、S S スチール開発、赤坂舗装建設、T s ロード、宮城建設工業の13社でございました。

入札回数は、1回。

工事場所は、亶理町長瀨字豊田地内外で、13ページの平面図を参照願います。

工事内容は、幅員5メートル、延長1,600メートルの舗装工事であり、舗装工として、車道表層及び路上路盤再生について面積8,000平方メートルを記載の仕様により施工するものでございます。

参考として、14ページに標準断面図を添付しておりますので、ご参照願います。

工期につきましては、令和2年2月29日までと設定しております。

続きまして、議案第62号をご説明させていただきます。

議案書の15ページをお開き願います。

こちらにつきましても、東日本大震災に係る復旧・復興事業に関連して、傷んだ道路の舗装補修を復興交付金を活用して施行する事業でございます。

議案第62号 工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、令和元年度（復交）町道中原浜吉田北線舗装補修工事です。

請負金額については、4,391万2,000円。

契約の相手方は、株式会社ウジエ道路工業です。

なお、落札率は73.77%でございました。

工事の概要につきましては、隣の16ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和元年6月28日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による舗装工事について総合評点値が700点以上の評価を受けている業者でございます。

入札参加業者は、芦名組、阿部工務店、ウジエ道路工業、東北ニチレキ工事、斎藤工務店、田中建材輸送、若葉建設、阿部春建設、結城組、S S スチール開発、赤坂舗装建設、T s ロード、宮城建設工業の13社でございました。

入札回数は、1回。

工事場所は、亘理町吉田字上新田地内外で、20ページの平面図をご参照願います。

工事内容は、幅員6メートル、延長1,170メートルの舗装工事であり、舗装工として、車道表層及び路上路盤再生について面積7,020平方メートルを、そのほか区画線設置等を記載の仕様により施工するものでございます。

参考として、21ページに標準断面図を添付しておりますので、こちらもご参照願います。

工期につきましては、令和2年2月29日までと設定しております。

以上で、議案第62号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第61号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 議案第61号と62号の工事について、まとめて質問したいのですが、よろしいですか、議長。

議長（佐藤 實君） 61号から順にやってください。

13番（百井いと子君） 61号について、14ページの標準断面図を見ますと、舗装補修工事ということで、表層部分、アスファルト舗装分のところですけども、高さ的に

かさ上げということで表現されておりますが、単純に今現在の道路の高さから5センチメートルかさ上げということで解釈してよろしいのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 工法につきましては、既存の道路の上にセメントをまいて、それを機械でもって攪拌して路盤にまぜ込みます。そして、そのまま路盤を押し上げて舗装の廃材は出さないで、路盤を押し上げた後に新たにアスファルト舗装5センチを1層舗装する工事となりますので、新たに舗装する分の5センチが既存より高さが高くなりますので、5センチのかさ上げとなります。

以上です。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） そうしますと、新しくでき上がった道路については、道路の中心での高さが現道の高さから若干上がるものと、道路の途中途中で大型車の通行などで凹凸になっている勾配をある程度調整して仕上げると考えられますけれども、補修工事に当たって、高さの管理はどのようにされるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 現在の舗装の高さを再度測量しまして、高さがきれいに通るように高さの計画を行って、町でそれを承認してから施工に入るようにいたしたいと思います。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 14ページの標準断面図になりますけれども、今回といいますか、前回の定例会の中でもお聞きをしましたけれども、路上の路盤の再生工というふうなことで、現在ある舗装を壊してそれをセメントでまぜて新しくするという工事ですけれども、通常ですとアスファルトの安定処理か何かを10センチして、そしてその上に5センチというような形になると思うんですが、それと比べるとこの処理の方法は、平米当たりどのくらいの値段の違いがあるのかを教えてください。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 舗装材については同じですので、今回セメント混合する部分が約三千数百円となっております。アスファルトですと二千数百円になっており

ますので、その場所場所にもよるんですが、1層か2層かというところもあるんですけれども、今回については普通に舗装するよりは路盤までいじるので高い金額とはなっております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 前回聞いたとき、この工事も入れて4件が認められたという形だったんですかね。最後になりますけれども、今後ともこういう工法を採用していくというふうな格好になるわけですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 今回復興交付金の事業でございまして、町では本来舗装を剥いで路盤も少し直して新たに舗装ということで申請はしていたんですが、復興庁のほうから一番経済的な工法であるということで、こちらのほうを指定されたので、この工法をとっています。

あと、復興交付金での事業は今回で終わりとなっております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） この事業は復興交付金で補修するわけですが、それはそれでいいんですけれども、さっきの説明だと復興関連で傷んだために補修と。復興関連でこの道路どのように使っていたんですか。例えば、ダンプが走っていたとか、ちょっとその辺お聞きします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） こちらはおっしゃるとおりダンプの運搬ルートになってございまして、堂前のほうからとった土を吉田浜のほうの海岸保安林とかあちらの盛り土に使っているときにここを通ったということで申請して認められております。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9番（高野孝一君） そうすると、復興事業の前半から中盤くらいの期間にこの道路を使ったということなんですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 主に前半のほうで、あと保安林のみならず防災集団移転の盛り土なども台数は少ないんですけれどもここを通過していましたので、その関連で認められております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 工期についてお尋ねいたします。7月27日から来年の2月29日と、長期なんですけれども、片側交互通行でこの対応をするのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 幅員が5メートルと6メートルとなっておりますので、基本は通行どめで工事はしたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） この間、ずっと全面、期間が。例えば10月から1月までとかって、そんな感じの通行どめというような感じなんですかね。結構ここの道路、やっぱり交通量が、通行量があると思うんですけれども、ここら辺、工期の中でどれぐらい期間を全面通行どめにするのか、お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） この工法的には、かなり工期が短くなる工法を採用しておりますので、この工期の期間中ずっととめるということではなくて、実際施工する日数だけになるんですが、ちょっと延長も長いので区切り区切りいくようになりますので、大ざっぱに見まして一、二カ月、実際の施工が入ると思われれます。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第61号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤 實君） 次に、議案第62号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第62号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤 實君） 以上で、一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第7 議案第63号 工事請負変更契約の締結について（平成30年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その1）工事）

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第63号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、議案第63号についてご説明させていただきます。

議案書22ページをお開き願います。

本議案は、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、平成30年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その1）工事です。

請負金額は、変更後金額が7,147万7,640円であり、258万120円の増額となっております。

なお、当初請負金額からの増額については、473万3,640円となっております。

契約の相手方は、株式会社斎藤工務店でございます。

本工事については、亘理町震災復興計画に基づく避難道路整備事業に位置づけられている町道荒浜大通線において、終点部の交差点改良を含む道路改良工事を実

施するものですが、変更の概要につきましては23ページの資料をごらんください。

1回目の変更契約年月日は、平成31年3月19日。今回が第2回の変更契約になります。

請負金額が増額となった主な理由につきましては、町道荒浜大通線及び町道神宮寺高屋線の終点部の現道拡幅部において掘削し路床基面を整正したところ、カガミが大きいことが目視で確認できたことから、工事概要に記載のあります工種の一番下になりますが、路床改良工として路床の置きかえにより軟弱路床を改良する必要があったことから、路床改良工厚さ45センチで760立米から920立米に160立米増工するものでございます。

25ページの平面図の青の網掛け部分がそちらの該当箇所となります。

戻っていただきまして、工期につきましては、変更前と同じ令和元年9月30日であります。

24ページ以降に、位置図、平面図、標準断面図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第63号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第63号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第8 報告第18号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第8、報告第18号 専決処分の報告についての件を議題といた

します。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、報告第18号 工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご報告させていただきます。

27ページをお開き願います。

今回の専決処分につきましては、令和元年6月5日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

隣の28ページをごらんください。専決処分書になります。

平成30年度（地道交）公共ゾーン町道悠里東西線道路新設工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、工事請負契約において変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%以内に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものでございます。

概要につきましては、次のページの29ページの資料をごらん願います。

改めまして、工事名につきましては、平成30年度（地道交）公共ゾーン町道悠里東西線道路新設工事です。

第2回変更契約年月日が、令和元年6月5日。

請負金額は、変更後金額が8,597万9,880円であり、195万5,880円の増額となっております。

契約の相手方は、阿部春建設株式会社でございます。

本工事につきましては、公共ゾーンの中心を東西に走る町道悠里東西線、幅員14.5メートル、延長425メートルの道路新設工事になりますが、変更により金額が増額となった主な理由については、土地利用計画に基づき発注時にはまだ決まっていなかった本線から駐車場等への乗り入れ口の位置が確定し、計9カ所の乗り入れ口を設けることになりましたが、乗り入れ口の位置の確定に伴い、乗り入れ部を通常の側溝から車両横断用の側溝に規格を変更する必要があったこと、さらには歩道部についても車の乗り入れ部を車道と同じ施工とする必要があったことから、増工したものでございます。

なお、工期につきましては、変更前と同じ令和元年6月30日であります。

工事施工箇所等については、30ページ以降の位置図、平面図、標準断面図を参照願います。

以上で、報告第18号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第18号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第9 報告第19号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第9、報告第19号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、引き続きまして、報告第19号 工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご報告させていただきます。

33ページをお開き願います。

今回の専決処分につきましては、令和元年6月21日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

隣の34ページが専決処分書になりますが、平成30年度（復交）町道五十刈線道路改良工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年互議発第10号）第1項の規定により、工事請負契約において変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%以内に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものでございます。

概要につきましては、35ページの資料をごらん願います。

工事名につきましては、平成30年度（復交）町道五十刈線道路改良工事です。

第2回変更契約年月日は、令和元年6月21日。

請負金額は、変更後金額が1億1,747万7,000円で、450万9,000円の増額となっております。

契約の相手方は、東鉄工業株式会社東北支店でございます。

本工事については、互理町震災復興計画に基づき整備を進めております避難道路整備事業になりますが、今回請負金額が増額となった主な理由については、成合

踏切前後の道路改良工事における管渠工において、J R 常磐線との近接工事になることから、J R 東日本と近接施工協議を行い、施工計画を立てておりましたが、J R 東日本より安全施設の設置を追加で指示されたため、新たにレーザーバリア警報システムの設置及び線路横断部の高圧線防護を行うものでございます。また、本路線と交差する町道亘理浜吉田線において、交差点改良に伴い舗装版を撤去したところ、当初撤去する舗装厚を5センチメートルとしておりましたが、一部において舗装厚が11センチメートルの箇所があったことから、その舗装厚11センチメートルの部分の舗装版取り壊しについて、404平方メートルを増工したものでございます。

なお、工期につきましては、変更前と同じ令和元年7月31日であります。

工事施工箇所等は、36ページ以降の位置図、平面図、標準断面図を参照願います。

以上で、報告第19号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第19号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって令和元年7月第25回亘理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時41分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 鈴木 高行

署名議員 渡邊 重益